BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

女性活力日本株ファンドおよび女性活力日本株マザーファンド 信託約款変更のお知らせ

拝啓 平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が委託会社として運用を行っております下記の投資信託におきまして、マザーファンドの運用をニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託する信託 約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

今般の変更は、ファンドの運用の基本方針、運用方法等に実質的な影響を与えるものではありません。また、投資家の皆様にお手続きをお願いするものでもございません。

投資家の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛 顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款の変更を行うファンドの名称

- ・女性活力日本株ファンド
- ・女性活力日本株マザーファンド(「マザーファンド」)

2. 変更の内容および変更の理由

マザーファンドの運用をニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社へ 委託する変更を行いました。今般の変更は、BNYメロン・インベストメント・マネジメントの 個々の資産クラスの運用力の強化を目指し、弊社の会社分割により日本株式運用に関する事業を ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社へ移転するためのものです。

なお、弊社が受け取る運用管理費用(信託報酬)の中から、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社への運用委託にかかる報酬(年率 0.462%(税抜 0.42%))を支払いますので、上記変更に伴う女性活力日本株ファンドの運用管理費用(信託報酬)(年率 1.4685% (税抜 1.335%))の変更はございません。

3. 変更日: 2023年3月1日

ご不明な点につきましては、お取扱い販売会社またはBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(03-6756-4600)**までお問い合わせください。

※受付時間:営業日の午前9時~午後5時

≪ご参考≫信託約款の新旧対照表

女性活力日本株ファンド

変更後(新)	変更前 (旧)
(信託報酬等の額および支弁の方法)	(信託報酬等の額および支弁の方法)
第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額	第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額
は、第38条に規定する計算期間を通じて毎	は、第38条に規定する計算期間を通じて毎
日、信託財産の純資産総額に年10,000分の	日、信託財産の純資産総額に年10,000分の
133.5の率を乗じて得た額とします。	133.5の率を乗じて得た額とします。
②~③ (略)	②~③ (同左)
④ 主要投資対象とするマザーファンドの	(新 設)
運用の指図に関する権限の委託を受けた	
者が受ける報酬は、前項に規定する信託	
報酬支弁のときに委託者が受ける報酬か	
ら支弁するものとし、その報酬額は、信	
託財産に属する当該マザーファンドの受	
益証券の時価総額に、年10,000分の42の	
率を乗じて得た額とします。	

女性活力日本株マザーファンド

<u> </u>	
変更後(新)	変更前(旧)
運用の基本方針	運用の基本方針
1. (略)	1. (同左)
2. 運用方法	2. 運用方法
(1) (略)	(1) (同左)
(2) 投資態度	(2) 投資態度
①~③ (略)	①~③ (同左)
④ 運用にあたっては、ニュートン・イン	(新設)
ベストメント・マネジメント・ジャパン	
株式会社に運用の指図に関する権限を委	
託します。	
<u>⑤</u> (略)	<u>④</u> (同左)
(3) (略)	(3) (同左)
(運用の指図範囲等)	(運用の指図範囲等)
第14条 委託者 (第16条の2に規定する委託者か	第14条 委託者は、信託金を、主として次の本邦
ら運用の指図に関する権限の委託を受け	通貨表示の有価証券(金融商品取引法第2
た者を含みます。以下、本条から第16条ま	条第2項の規定により有価証券とみなされ
で、第17条から第26条まで、および第30	る同項各号に掲げる権利を除きます。)に
条から第32条までについて同じ。) は、信	投資することを指図します。
託金を、主として次の本邦通貨表示の有価	
証券(金融商品取引法第2条第2項の規定に	
より有価証券とみなされる同項各号に掲	
げる権利を除きます。) に投資することを	
指図します。	

(運用の権限委託)

第16条の2 委託者は、運用の指図に関する権限 を次の者に委託します。

号:ニュートン・インベストメン ト・マネジメント・ジャパン株式 会社

所 在 地:東京都千代田区

委託内容:有価証券等に関する運用指図

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬 は、かかる者と委託者の間で別途合意さ れるところに従い、委託者が支払うもの とし、信託財産からの直接的な支弁は行 いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項によ り委託を受けた者が、法律に違反した場 合、この信託約款の違反となる運用の指 図に関する権限の行使をした場合、信託 財産に重大な損失を生ぜしめた場合、そ の他の理由により必要と認められる場合 には、委託者は、運用の指図に関する権 限の委託を中止し、またはその委託内容 を変更することができます。

(信託業務の委託等)

第27条 (略)

- (2) (略)
- (略) (3)
 - 1. ~ 2 . (略)
 - 3. 委託者 (第16条の2に規定する委託者 から運用の指図に関する権限の委託を 受けた者を含みます。) のみの指図によ り信託財産の処分およびその他の信託 の目的の達成のために必要な行為にか かる業務
 - (略) 4.

(信託業務の委託等)

第27条 (同左)

- (2) (同左)
- ③ (同左)
 - 1. \sim 2. (同左)
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処 分およびその他の信託の目的の達成の ために必要な行為にかかる業務

(新 設)

(同左) 4.